

定 款

大阪市西淀川区御幣島三丁目 2 番 11 号

株式会社ダイフク

定 款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は株式会社ダイフクと称し、英文ではDAIFUKU CO., LTD. と称する。

第2条 (目的)

当社は下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 諸機械、器具および電気機械、器具の製造販売
- (2) 前項の機械、器具の設置工事ならびに土木工事、およびこれに付随する施設の販売
- (3) 建築設計、工事監理ならびに工事請負
- (4) 貨物運送取扱事業
- (5) 不動産賃貸業
- (6) 各種システム、ソフトウェア、無形商材、物品等の制作・製造・販売、その他サービスの提供
- (7) 人材派遣業務
- (8) 前記各項に関連する一切の業務

第3条 (本店所在地)

当社は本店を大阪市に置く。

第4条 (機関の設置)

当社は取締役会、監査役、監査役会、および会計監査人を置く。

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、7億5千万株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第9条（株主名簿管理人）

当社は株主名簿管理人を置く。

第10条（株式取扱規則）

当社の株主の権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第11条（基準日）

当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条（招集の時期）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

第13条（招集権および議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第14条（決議要件）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第17条（選任）

1. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第18条（員数）

当社の取締役は25名以内とする。

第19条（任期）

取締役の任期は選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第20条（役付取締役）

取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第21条（代表取締役）

取締役会長、取締役社長、取締役副社長および専務取締役は、各自当社を代表する。

第22条（取締役会の招集）

1. 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。
ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。
ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第23条（取締役会の議長）

取締役会の議長は取締役社長がこれにあたる。
ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第24条（取締役会）

1. 取締役は取締役会を組織し会社の重要な業務執行を決定する。
2. 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の3分の2以上の同意をもってこれを行う。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について、提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示し、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規定）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規定による。

第26条（相談役、顧問）

取締役会の決議により、相談役、顧問を置くことができる。

第27条（社外取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条（選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

第29条（員数）

当社の監査役は5名以内とする。

第30条（任期）

1. 監査役の任期は選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から、常勤監査役若干名を選定する。

第32条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第33条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行う。

第34条（監査役会規定）

監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規定による。

第35条（社外監査役の責任限定契約）

当社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条（剰余金の配当決定機関）

1. 当会社は取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。
2. 当会社は前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。

第38条（剰余金の配当の基準日）

剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

第39条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。